

## 盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 盛岡市立みたけ老人福祉センター
- (2) 位 置 盛岡市みたけ三丁目13番23号
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

### 2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
  - ・ 代表者名 理事長 瀧 野 常 實
  - ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号

#### (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となり社会福祉事業の推進を図り、市民福祉の向上と増進に寄与することを理念に、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫を重ねながら福祉事業に取り組んでいる。

#### (4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

### 3 指定までの経過

令和元年7月1日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月17日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月23日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月29日～8月28日	公募期間
9月17日	審査の実施
12月20日	指定の議決
12月25日	指定・告示

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	736.0点	427.7点	58.1%	15,246,000円	15,246,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（候補者となった団体の評価が高かった点について）

- ・ 施設の設置目的や地域の課題をよく捉えた具体的な提案がなされており、また、緊急時や防災対策等利用者の安全に配慮した方策がとられている点及び豊富な経験に基づく堅実な施設運営が期待できる点が評価された。
- ・ 介護予防事業の核施設としての特性を活かし、高齢者の健康増進に寄与する事業展開が積極的に図られている点及び地域と共に施設運営に取り組む姿勢が評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学保健管理センター長 小野田 敏 行
- (2) 盛岡市人権擁護委員 照 井 あつ子
- (3) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長 菅 原 隆 浩
- (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 下 田 法 子